

重点番号25：一級建築士免許等に係る都道府県經由事務の廃止及び申請窓口等の一本化（神奈川県）

一級建築士免許等に係る都道府県經由事務の廃止及び申請窓口等の一本化

令和2年7月16日
神奈川県

1 現状

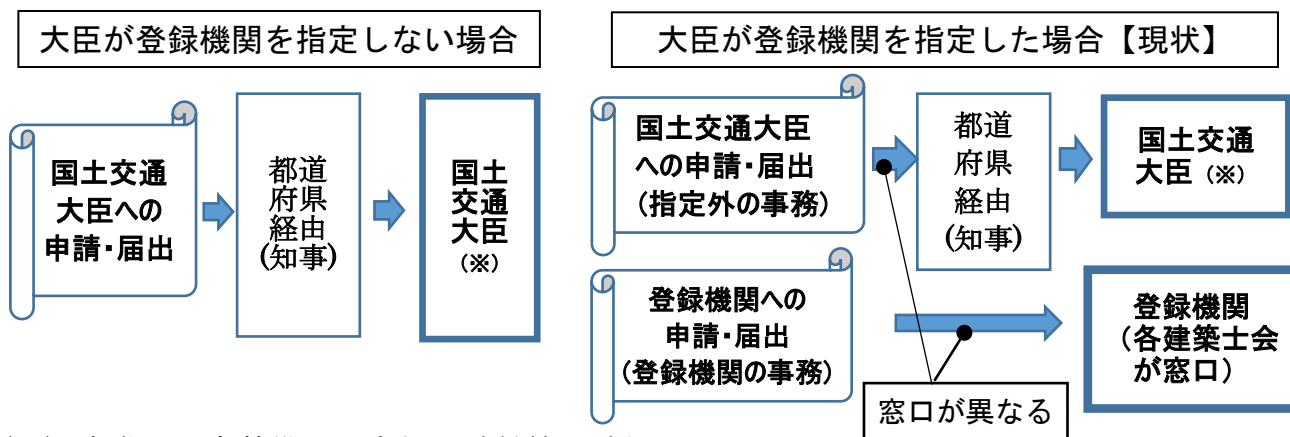
(1) 制度の概要

建築士法上、一級建築士の登録等の事務【別紙】や名簿を一般の閲覧に供する事務は、国土交通大臣（以下、「大臣」）の事務であるが、大臣が中央指定登録機関（以下、「登録機関」）を指定した場合は、一部の事務（以下、「指定外の事務」※）を除き、登録機関に事務（以下、「登録機関の事務」）を行わせることができる。

また 指定外の事務については、都道府県を経由して書類を提出することが義務付けられている。

※ 指定外の事務

- ①住所等の届出、②死亡等の届出、③免許の取消申請、④失踪宣告届の提出

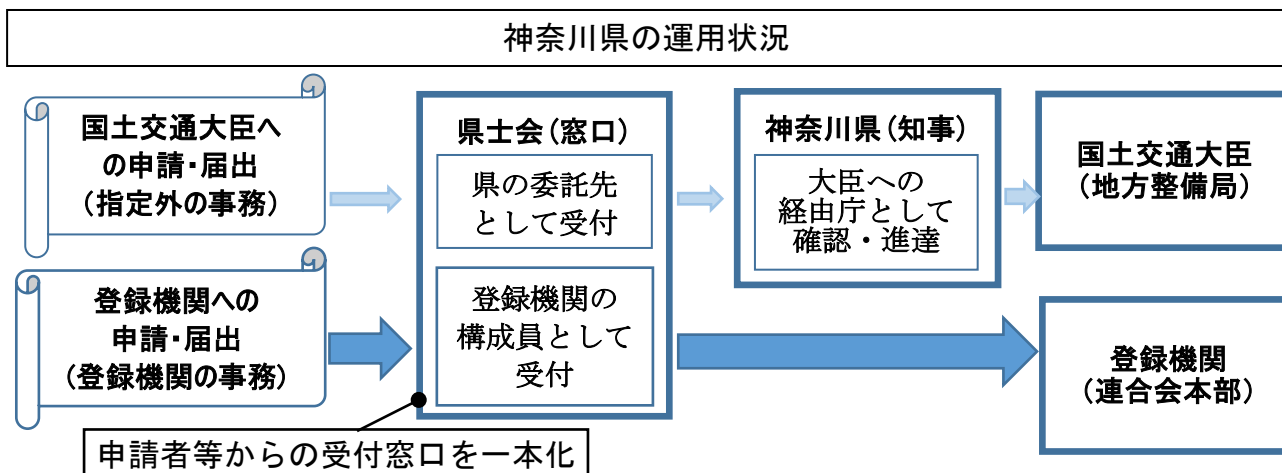


(※) 実際は地方整備局に書類の受付等を委任している。

(2) 実際の制度の運用状況

現在、大臣は、(公社)日本建築士会連合会（以下、「連合会」）に登録機関の事務を行わせている。連合会は、各都道府県に設置されている建築士会によって構成されており、申請者等の書類提出窓口は各都道府県建築士会になっている。（本県では（一社）神奈川県建築士会（以下、「県士会」）が窓口）

本県では申請者等の混乱を避けるため、指定外の事務の受付についても、登録機関の事務を扱っている県士会に業務委託し、一級建築士の登録等に関する受付窓口を一本化している。



2 課題

(1) 現在生じている課題

ア 都道府県経由事務としての課題

本県では、指定外の事務として年間400～500件程度を経由しているが、都道府県では住所の届出等に関してもともと情報を把握していないため、実質的な確認はできず、提出物の記入漏れ等の形式的な確認や地方整備局への送付といった事務しか行っていないにも関わらず、手続の手間が多く、負担感が大きい。また、これらの届出等は速やかに処理されることが望ましいが、都道府県を経由することにより処理期間にロスが生じることとなるため、合理的ではないと考えられる。

イ 窓口が分かれていることによる課題

制度上、登録機関の事務と指定外の事務で窓口が分かれているが、指定外の事務については、更に本県でも県士会に窓口業務を委託しているなど、都道府県間で窓口が異なっている状況である。また、受付から処理完了までの期間や提出方法などについても都道府県間で運用が異なっている状況にあり、一級建築士が転居等により様々な住所地で届出等を行う際の混乱に繋がっている。なお、本県の場合、窓口の一本化を行うために、県士会への業務委託の費用負担が生じている。

(2) 大臣が自ら事務を行う際の懸念

登録機関が天災等により 業務継続困難となった等の場合 は、登録機関の事務を大臣（地方整備局）が自ら行うこととなり、そのすべてが都道府県を経由することとなる。

この場合、都道府県にさらに多くの負担が生じ、処理期間の長期化や窓口の混乱が生じることが懸念される。

また、一級建築士試験に関する事務も同様に、何らかの事由により中央指定試験機関（（公財）建築技術教育普及センター）の事務を大臣（地方整備局）が自ら行うこととなった場合には、試験の申込みは都道府県を経由することとなるため、全国の窓口での混乱等が懸念される。

3 提案内容

(1) 建築士法における都道府県経由事務の廃止

一級建築士免許等及び一級建築士試験に係る 都道府県経由事務を廃止する。

(2) 一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化

一級建築士の免許等に係る事務のうち、現在指定外の事務となっているものについても登録機関の事務とし、申請窓口等を制度上一本化する。

4 制度改正により期待される効果

(1) 都道府県の事務負担軽減と事務処理期間の短縮

経由事務が廃止されることで、都道府県の事務負担及び費用負担が解消される。また、事務処理の期間が短縮されることが期待される。

(2) 登録機関への一本化による申請者等の利便性の向上

一級建築士の登録等に係る事務が全て登録機関の事務となることで、受付窓口及び提出方法の差異による混乱が解消されるなど、申請者等の利便性の向上に繋がることが期待される。

5 関係する根拠法令

- ・建築士法第10条の3第1項及び第2項、第10条の4、第15条の7並びに第36条

（都道府県知事の経由）

第 10 条の 3 一級建築士の免許及びその取消し並びに登録の訂正及び抹消、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付並びに一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付、再交付及び返納に関する国土交通大臣への書類の提出並びに第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条の 2 の規定による国土交通大臣への届出は、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 一級建築士の免許申請書の返却並びに一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付及び再交付に関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行うものとする。

（中央指定登録機関の指定）

第 10 条の 4 国土交通大臣は、その指定する者（以下「中央指定登録機関」という。）に、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務（以下「一級建築士登録等事務」という。）を行わせることができる。

2 中央指定登録機関の指定は、一級建築士登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

（受験の申込み）

第 15 条の 7 一級建築士試験（中央指定試験機関が行うものを除く。）の受験の申込みは、国土交通省令で定めるところにより、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

（事務の区分）

第 36 条 第 10 条の 3 及び第 15 条の 7 の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。

一級建築士の登録等の事務

| | 一級建築士の登録等に係る事務 | | 指定機関が事務を実施【現状】 | | 大臣が自ら事務を行う場合 | |
|---------|----------------|------------------------------------|----------------|-------------------------|---------------|-------------------|
| | 概要 | 根拠条文 | 都道府県 経由の有無 | 書類の提出先 又は交付元 | 都道府県 経由の有無 | 書類の提出先 又は交付元 |
| 指定外の事務 | 住所等の届出 | 法第5条の2第1項・第2項 | 都道府県を 経由 | 国土交通大臣 (地方整備局) | | |
| | 死亡等の届出 | 法第8条の2 | | | | |
| | 免許の取消申請 | 法第9条第1項第1号 | | | | |
| | 失踪宣告の届出 | 規則第6条第4項 | | | | |
| 登録機関の事務 | 免許の申請(※) | 規則第1条の5 | 経由なし | 中央指定登録機関 (日本建築士会連合会) | 都道府県を 経由 | 国土交通大臣 (地方整備局) |
| | 名簿登録事項の変更届 | 規則第4条第1項 | | | | |
| | 免許証の書換交付申請(※) | 法第5条第3項 規則第4条の2 第1項・第2項 | | | | |
| | 免許証の返納(※) | 法第5条第4項 規則第5条第3 項、第6条第5 項 | | | | |
| | 免許証の再交付申請(※) | 規則第5条第1 項 | | | | |
| | 免許申請書の返却 | 規則第2条第2 項 | | | | |
| | 免許証の交付(※) | 法第5条第2項 | | | | |
| | 免許証の書換交付(※) | 規則第4条の2 第3項 | | | | |
| | 免許証の再交付(※) | 規則第5条第2 項 | | | | |

※ 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証についても、登録機関の事務として同様の手続きが定められている。

一級建築士試験に係る事務

| | 一級建築士の試験に係る事務 | | 指定機関が事務を実施【現状】 | | 大臣が自ら事務を行う場合 | |
|--|------------------|---------|----------------|--------------------------------|---------------|-------------------|
| | 概要 | 根拠条文 | 都道府県 経由の有無 | 書類の提出先 | 都道府県 経由の有無 | 書類の提出先 |
| | 一級建築士試験の受験 申込 | 法第15条の7 | 経由なし | 中央指定試験機関 (建築技術教育普及セ ンター) | 都道府県を 経由 | 国土交通大臣 (地方整備局) |

社会資本整備総合交付金の申請等に係る 押印文書の電子化

提案団体：石川県

令和2年7月16日

提案の概要

社会資本整備総合交付金の申請に係る押印文書を電子化するよう見直しを求めもの

【現状】

市町村

申請・策定・提出

鑑文書（押印）

郵送

都道府県

受付・承認・提出

鑑文書（押印）

郵送

地方整備局

受付・承認・提出

鑑文書以外の申請書類は電子データで提出

到着した鑑文書（押印）を
確認して受付

提案

鑑文書についても
電子データで提出

具体的支障事例

< 各種申請 >

【現状】

市町村

申請・策定・提出

鑑文書（押印）

郵送（1～2日）

都道府県

受付・承認・提出

鑑文書（押印）

郵送（1～2日）

（約1,600件/年）

地方整備局

受付・承認・提出

現行制度の問題点

鑑文書（押印）の

到着まで受付できない

鑑文書（押印）の

郵送の手間がかかる

）今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応として、押印のない鑑文書の電子メールによる提出と、押印した鑑文書の後日郵送が認められている。

（参考資料3）

制度改正の効果

< 各種申請 >

【改善案】

市町村

申請・策定・提出

鑑文書

~~電子送付(0日)~~

都道府県

受付・承認・提出

鑑文書

~~電子送付(0日)~~

地方整備局

受付・承認・提出

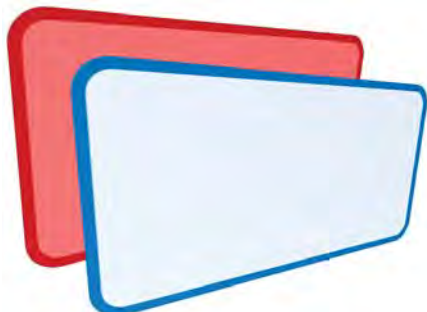
現行制度の改善案

鑑文書（押印）を

電子データで提出

- ・ 鑑文書到着までの待ち時間
解消による業務の効率化
- ・ 郵送の取止めによる
ペーパーレス化

申請期間を圧迫していた
郵送期間が削減される



SCMS

社会資本整備総合交付金システム

共通編

令和 年 4 月 1 日 版

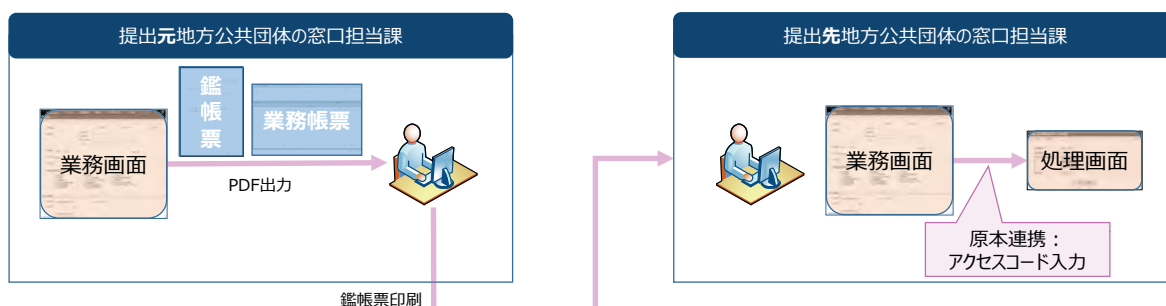
2.6 システム共通機能：ワークフロー原本連携機能

SCMS

書類の提出（原本連携）について

本システムでは、公文書（鑑帳票）以外の調書（業務帳票）はシステム上で管理するため、提出は不要になります。紙で送付された公文書の鑑とシステムデータとの連続性やセキュリティを確保するため、公文書の鑑に付記されたシステム上における任意の番号（アクセスコード）を入力することによりフローが展開していきます。

システム内作業



注意：
 ・鑑文書の送付は必須です。
 該当する帳票は別紙「個別業務編」を参照してください。
 （「要望」および「国費率差額（対象額調査）」は対象外です。）

提出元地方公共団体の窓口担当課の操作イメージ

地方公共団体をまたぐ際には、提出元地方公共団体からの「原本連携」(鑑文書等の送付)が必要です。鑑帳票に印字されている「アクセスコード」がないと、提出先地方公共団体は案件を受け付けることができません。

窓口担当 (Window Staff)

基幹事業担当 (Core Business Staff)

橙色のステップで主に取り扱う項目です。
 緑色のステップで主に取り扱う項目です。

処理 PDF出力

承認/処理

ZIPファイル一括ダウンロード

| 帳票名称 | 処理状況 |
|-------------------------------|------|
| 0000000627_社会資本総合整備計画について.pdf | 成功 |
| 0000000627_社会資本総合整備計画.pdf | 成功 |

ダウンロード

アクセスコード

注意：
 鑑帳票がない業務でも、添え状が発行されます。添え状の送付は必須です。

提出先地方公共団体の窓口担当課の操作イメージ

地方公共団体をまたぐ際には、提出元地方公共団体からの「原本連携」(鑑文書等の送付)が必要です。鑑帳票に印字されている「アクセスコード」がないと、提出先地方公共団体は案件を受け付けることができません。

窓口担当 (Window Staff)

基幹事業担当 (Core Business Staff)

橙色のステップで主に取り扱う項目です。
 緑色のステップで主に取り扱う項目です。

処理 PDF出力

入力

アクセスコード

スク립トプロンプト:
 原本に記載されたアクセスコードを入力してください。

OK キャンセル

注意：
 アクセスコードが誤っている場合、以下のようなメッセージが表示されます。
 アクセスコードに誤りがあります。